

国民年金だより

お知らせ
20歳から国民年金
 新成人の皆さんへ：

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、保険料を納めることになっていきます。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病气やけがで障害が残ったときや、一家の働き手がなくなつたときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届け出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、年金事務所へお尋ねください。(20歳前に就職して厚生年金等に加入中の方は、加入手続きは不要です。)

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度が

あります。町民課国民年金担当窓口でも受け付けをいたしますので、保険料の納付が困難な場合はご相談ください。

国民年金の加入種別

国民年金制度では、国内に居住する20歳から60歳までのすべての方に、加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は、次の3種類に分かれており、届け出は加入時だけでなく、種別が変わつたときにも必要です。

種別変更届け出を忘れると、年金が受けられないこともあります。手続きは、年金手帳を添えて、その都度忘れずに行いましょう。

第一号保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生の方等が対象となり、加入や種別変更の手続きは、町民課国民年金担当窓口で行います。

第二号保険者

会社や官公庁にお勤めの方、つまり厚生年金や共済組合に加入している方が対象になります。加入手続きは、会社や官公庁が行います。

第三号被保険者

国民年金の第二号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、届け出は、配偶者の勤務先を通じて行います。

種別変更は届け出を！

種別変更となるケース

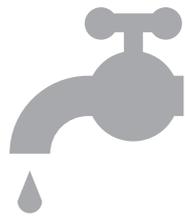
第一号被保険者となるケース
 第二号被保険者が退職されると第一号被保険者(第三号被保険者になる場合を除く)となります。また、その方に扶養されていた第三号被保険者がいる場合、その方も第一号被保険者になります。

第二号被保険者となるケース
 第一号被保険者又は第三号被保険者が就職して厚生年金に加入すると第二号被保険者になります。

第三号被保険者となるケース
 会社等を退職して厚生年金等に加入されている方の被扶養配偶者になる方などが第三号被保険者になります。

詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構高知西年金事務所
 875-1717



	単位	基準値	伊野南	伊野
一般細菌	/mL	100以下	0	1
大腸菌	—	検出されないこと	検出せず	検出せず
塩化物イオン	mg/L	200以下	3.4	2.3
有機物	mg/L	3以下	0.3未満	0.3未満
PH値	—	5.8以上8.6以下	7.1	7.4
味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし
臭気	—	異常でないこと	異常なし	異常なし
色度	度	5以下	1未満	1未満
濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満

南上水水系
 公園町水系

音竹水系

	単位	基準値	音竹地区	天神地区	枝川地区	枝川管末
一般細菌	/mL	100以下	0	0	0	—
大腸菌	—	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	—
塩化物イオン	mg/L	200以下	5.0	4.0	4.1	—
有機物	mg/L	3以下	0.3未満	0.3未満	0.3未満	—
PH値	—	5.8以上8.6以下	7.3	7.3	7.3	—
味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	—
臭気	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	—
色度	度	5以下	1	1未満	1未満	1未満
濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
鉛、化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—
鉄、化合物	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
マンガン	mg/L	0.05以下	0.005	0.005未満	0.005未満	0.006

平成22年11月分

いの町上水道 水質検査結果

※いの町ホームページにも掲載しています。